

電子複合機(カラー)賃貸借及び保守

仕様書(案)

中国四国農政局

吉井川農業水利事業所

1. 目的

中国四国農政局吉井川農業水利事業所における事務処理の迅速化・効率化を図ることとするものである。

2. 賃貸借物件

電子複合機 1 台（詳細は別紙 1 による。）

3. 賃貸借期間

令和 8 年 4 月 1 日～令和 12 年 3 月 31 日までの 48 ヶ月

4. 環境

- ①国際エネルギースタープログラムの基準（省エネルギー制度）に適合している物件であること。
- ②グリーン購入法に適合している物件であること。

5. セキュリティ関係

- ①別添「情報セキュリティの確保に関する共通基本仕様」に基づき作業を行うこと。
- ②印刷ジョブ終了後、メモリー・HDD 内の残存データ（画像データ）を自動的に消去可能であることとし、設定された状態で納品すること。
- ③HDD 内のスキャンデータのパスワードによる保護が可能であること。
- ④管理者モードにパスワードを設定することとし、設定された状態で納品すること。また、そのデフォルト値は第三者が推測しにくいものとする。
- ⑤HDD 内の保存データは暗号化されていること。また、複合機と PC 間の通信が暗号化できること。
- ⑥「IEEE Std 2600.1-2009, protection Profile for Hardcopy Devices, Operational Environment AVersion 1.0」と同等以上のセキュリティ要件を満たした ISO/IEC15408(Common Criteria)認証を取得していること。なお認証を申請中の場合は、納入機器が当該認証を取得している機器と同等のセキュリティレベルを実現していることを証明すること。
- ⑦宛先 2 回入力設定、宛先確認画面の表示及び同報送信の禁止が可能であることとし、設定された状態で納品すること。

6. 保守対象物件

電子複合機 1 台

7. 保守期間

令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日

8. 履行場所

岡山県岡山市北区桑田町 1-36 岡山地方合同庁舎 2F（エレベーター）あり

中国四国農政局吉井川農業水利事業所

9. 履行内容

- ①電子複合機（オプション含む）が故障した場合、迅速に対応、修理を行うこと。
- ②電子複合機のトナー、ドラムカートリッジ等の消耗品を供給すること。
- ③上記のほか、電子複合機の保守及び消耗品等の供給に関する業務を行うこと。
- ④電子複合機を常に良好な状態に保つために、それらに精通したエンジニアによる十分な保守体制が図れること。

なお、毎月1回以上の定期点検を実施すること。

また、保守の拠点を中国四国農政局吉井川農業水利事業所付近に設置し、その対応は、連絡時から概ね2時間以内に納入場所において保守が行われる体制であること。

- ⑤電子複合機の改良部品及び内部ソフトウェアのバージョンについては、随時最新のものに更新すること。

- ⑥各機器の年間予定数量は以下のとおり。

ただし、予定数量であり最低使用枚数を保証するものではない。

カラー 96,000枚/年

モノクロ 92,000枚/年

10. 納入作業

- ①納入場所

8. 履行場所のとおり。

- ②納入に際し必要なものについては受注者が用意し設置・設定するものとする。
- ③電源等の工事を必要とする場合は、工事関係書類を作成し担当職員に提出、了解を得ること。
- ④プリンタードライバーをシステムサーバーにインストールする場合等は、事前に当該ソフトの機能等を記した書類又はインストールディスク等をシステム管理者に提出し、了解を得ること。
- ⑤納入・設定等は、担当職員の指示に従うものとする。
- ⑥作業を終えた電子複合機は担当職員の確認を得ること。

11. クロスコンプライアンスについて

(1) 主な環境関係法令の遵守

受注者は、物品・役務の提供に当たり、関連する環境関係法令を遵守するものとする。

- ① エネルギーの節減

・エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）等

- ② 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分

・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）

・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）

・プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）

- ③ 環境関係法令の遵守等

- ・労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
- ・環境影響評価法（平成 9 年法律第 81 号）
- ・地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）
- ・国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成 19 年法律第 56 号）

（2）環境関係法令の遵守以外の事項

受注者は、役務の提供に当たり、新たな環境負荷を与えることにならないよう、契約後 1 度目の報告書提出時に別紙 2 のチェックシートを用いて、以下の取組に努めたことを、環境負荷低減のクロスコンプライアンス実施状況報告書として提出すること。なお、全ての事項について「実施した／努めた」又は「左記 非該当」のどちらかにチェックを入れるとともに、ア～オの各項目について、一つ以上「実施した／努めた」にチェックを入れること。

- ア 環境負荷低減に配慮したものを調達するよう努める。
- イ エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組（照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等）の実施に努める。
- ウ 臭気や害虫の発生源となるものについて適正な管理や処分に努める。
- エ 廃棄物の発生抑制、適正で循環的な利用及び適正な処分に努める。
- オ みどりの食料システム戦略の理解に努めるとともに、機械等を扱う場合は、機械の適切な整備及び管理並びに作業安全に努める。

12. その他

- ①電子複合機の納入に生じる経費、人件費、作業部品、引取処分費等は受注者の負担とする。
- ②電子複合機を納入する際の作業時間は原則平日の 8 時 30 分から 17 時 15 分までの間とする。
- ③受注者は、納入作業、打合せの際等に知り得た情報を一切外部に漏らしてはならない。
- ④運用に必要なマニュアル及び資料等は、紙媒体により 1 台ごとに各 1 部提出すること。
- ⑤ネットワークスキャナ機能、ネットワークプリンタ機能の使用にドライバソフト等が必要となる場合は、あわせて必要数を納入すること。
- ⑥保守体制が充実しており、トラブル通知を連絡してから迅速な対応ができること。
- ⑦納入物品の搬入は、保護材等を用いて納入物品及び納入先建物に損傷を与えぬよう十分注意すること。万が一損傷を与えた場合は速やかに担当職員に通知し、その指示に従うこと。
- ⑧ 納入する物品の搬入・設置については、担当職員との打ち合わせによること。
- ⑨機器が決定次第、納入の 7 日前までに担当職員に次の情報を提供すること。
 - ・設置する機器のドライバ情報
 - ・設置する機器の MAC アドレス情報
- ⑩納入時 IP アドレスの設定を行うこと。（アドレスに関しては別途指示）
- ⑪FAX 機能付き複合機については、登録されている宛先を新しい機械に登録すること。
- ⑫賃貸借期間満了後には、発注者の指示するところにより、設定情報の初期化及び HDD に残

されたデータを消去するとともに、ただちに賃貸借物件を搬出しなければならない。

ただし、賃貸借期間満了後も当該物件について継続して賃貸借を行う場合は、当該賃貸借期間満了時に搬出を行うものとする。

- ⑬本仕様書に明示なき事項については、協議打合せのうえ決定するものとし、契約履行に当たっては担当職員の指示に従うこと。

別紙1 電子複合機の構成及び機能

モノクロ60枚/分・カラー50枚/分クラスの構成及び機能は次に掲げるもの又はこれと同等以上のものを有し、これらの機能が一体として運用できるものとする。

(1)コピー機能

ア	メモリー容量	4 GB以上
イ	ハードディスク容量	160 GB以上
ウ	解像度	600dpi・256階調以上
エ	自動原稿送り装置	原稿積載量120枚以上でワンパス両面読み込み対応
オ	印刷速度・方式	モノクロ:60枚/分、カラー:50枚/分以上(片面時) ウォームアップタイム 90.0秒以内 ファーストコピータイム モノクロ6.0秒、カラー10.0秒以下
カ	用紙サイズ	A3～A5[手差しトレイでは郵便はがき(日本郵便製)、洋長形3号]
キ	複写倍率	等倍 1:1(±1%以内) 任意倍率 25%～400%程度の可変倍率が可能 固定倍率 A3,A4,B4,B5の相互間で拡大・縮小が可能であること
ク	付加機能	両面機能、集約編集機能及びページ番号機能を装備
ケ	用紙トレイ	本体トレイ数4段以上 総給紙容量 2,200枚以上
コ	手差しトレイ	装備
サ	セキュリティ	印刷ジョブ終了後、メモリー内の残存データ(画像データ)を自動的に消去可能であることとし、設定された状態で納品すること。

(2)プリンター機能

ア	解像度	600dpi以上
イ	連続印刷速度・方式	60枚/分以上(A4片面時)
ウ	プリンターメモリー	256MB以上
エ	LAN対応	TCP/IP対応

(3)フィニッシャー機能

ア	丁合部数	1～999部
イ	ステーブル機能	手前、奥1ヶ所及び平行2ヶ所留が可能なこと
ウ	ステーブル可能枚数	ステーブル(A4～A3まで各サイズとも30枚以上に対応)
エ	パンチ機能	2穴可能であること

(4)スキャナー機能

ア	スキャン方法	プッシュスキャン対応し、任意のフォルダーに自動転送可能であること
イ	解像度	600dpi以上
ウ	接続インターフェイス	TCP/IP対応
エ	階調	モノクロ2値・グレースケール256階調・フルカラー256階調
オ	読み取り速度	50枚/分以上(A4時)
カ	画像フォーマット	TIFF、PDF及びJPEG
キ	画像取込管理	スキャナ文書を機器本体からPCにPDF形式で送信できること PDFへ読み取り時に高圧縮PDFに変換する機能を装備
ク	セキュリティ	HDD内のスキャンデータのパスワードによる保護が可能であること

(5)FAX機能

ア	送受信サイズ	最大A3
イ	記録紙サイズ	最大A3
ウ	電送時間	約3秒以内
エ	直接送信	可能なこと
オ	仕分け機能	コピー・FAXの出力先を分ける事ができること(フィニッシャー設置の場合)
カ	セキュリティ	宛先2回入力設定、宛先確認画面の表示及び同報送信の禁止が可能であることとし、設定された状態で納品すること。

(6) その他

ア	電源	AC100V/15A
イ	電源口数	オプションを含め2電源以内であること
ウ	消費電力	最大2.5Kw以下
エ	外観形状	コンソール型及びデスクトップ型
オ	設置サイズ	2350(W)×950(D)mm以内(本体+フィニッシャー+手差し使用)
カ	使用環境	一般執務室
キ	ドライバ	Windows Server® 2016、Windows Server® 2019、Windows Server® 2022、Windows® 10、Windows® 11用の納入時点で最新のプリンタドライバ
ク	関連規格	「グリーン購入法」(国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律)に適合又は同程度と判断され、かつ「国際エネルギースタープログラム」に適合した製品とする。
ケ	使用用紙	間伐材により製造されたバージンパルプが含まれることを前提条件とし環境物品等の調達の推進に関する基本方針に定める「コピー用紙」の判断基準を満たす用紙
コ	セキュリティー	<ul style="list-style-type: none"> ・「IEEE Std 2600.1-2009, protection Profile for Hardcopy Devices, Operational Environment A Version 1.0」と同等以上のセキュリティ要件を満たしたISO/IEC15408(Common Criteria)認証を取得していること。なお、提案書提出時に於いて認証を申請中の場合は、納入機器が当該認証を取得している機器と同等のセキュリティレベルを実現していることを証明すること。 ・管理者モードにパスワードを設定することとし、設定された状態で納品すること。また、そのデフォルト値は第三者が推測しにくいものとする。 ・HDD内の保存データは暗号化されていること、又、複合機とPC間の通信が暗号化できること。

環境負荷低減のクロスコンプライアンス実施状況報告書

以下のア～オの取組について、実施状況を報告します。

ア 環境負荷低減に配慮したものを調達するよう努める。

具体的な事項	実施した／努めた	左記非該当
・対象となる物品の輸送に当たり、燃料消費を少なくするよう検討する（もしくはそのような工夫を行っている配送業者と連携する）。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・対象となる物品の輸送に当たり、燃費効率の向上や温室効果ガスの過度な排出を防ぐ観点から、輸送車両の保守点検を適切に実施している。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・農林水産物や加工食品を使用する場合には、農薬等を適正に使用して（農薬の使用基準等を遵守して）作られたものを調達することに努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・事務用品を使用する場合には、詰め替えや再利用可能なものを調達することに努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・その他（ ）		

・上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず（全て「左記非該当」）、その他の取組も行っていない場合は、その理由（ ）

イ エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組（照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等）の実施に努める。

具体的な事項	実施した／努めた	左記非該当
・事業実施時に消費する電気・ガス・ガソリン等のエネルギーについて、帳簿への記載や伝票の保存等により、使用量・使用料金の記録に努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

・資源のリサイクルに努めている（リサイクル事業者に委託することも可）。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・事業実施時に使用するプラスチック資材を処分する場合に法令に従って適切に実施している。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・その他（ ）		

・上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず（全て「左記非該当」）、その他の取組も行っていない場合は、その理由（ ）

オ みどりの食料システム戦略の理解に努めるとともに、機械等を扱う場合は、機械の適切な整備及び管理並びに作業安全に努める。

具体的な事項	実施した／努めた	左記非該当
・「環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート解説書－民間事業者・自治体等編－」にある記載内容を了知し、関係する事項について取り組むよう努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・事業者として独自の環境方針やビジョンなどの策定している、もしくは、策定を検討する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・従業員等向けの環境や持続性確保に係る研修などを行っている、もしくは、実施を検討する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・作業現場における、作業安全のためのルールや手順などをマニュアル等に整理する。また、定期的な研修などを実施するように努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・資機材や作業機械・設備が異常な動作などを起こさないよう、定期的な点検や補修などに努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・作業現場における作業空間内の工具や資材の整理などを行い、安全に作業を行えるスペースを確保する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・労災保険等の補償措置を備えるよう努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・その他（ ）		

・上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず（全て「左記非該当」）、その他の取組も行っていない場合は、その理由（ ）

情報セキュリティの確保に関する共通基本仕様

I 情報セキュリティポリシーの遵守

- 1 受託者は、担当部署から農林水産省における情報セキュリティの確保に関する規則（平成27年農林水産省訓令第4号。以下「規則」という。）等の説明を受けるとともに、本業務に係る情報セキュリティ要件を遵守すること。

なお、規則は、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群（以下「統一基準群」という。）に準拠することとされていることから、受託者は、統一基準群の改定を踏まえて規則が改正された場合には、本業務に関する影響分析を行うこと。

- 2 受託者は、規則と同等の情報セキュリティ管理体制を整備していること。
- 3 受託者は、本業務の従事者に対して、規則と同等の情報セキュリティ対策の教育を実施していること。

II 受託者及び業務実施体制に関する情報の提供

- 1 受託者は、受託者の資本関係・役員等の情報、本業務の実施場所、本業務の従事者（契約社員、派遣社員等の雇用形態は問わず、本業務に従事する全ての要員）の所属・専門性（保有資格、研修受講実績等）・実績（業務実績、経験年数等）及び国籍に関する情報を記載した資料を提出すること。

なお、本業務に従事する全ての要員に関する情報を記載することが困難な場合は、本業務に従事する主要な要員に関する情報を記載するとともに、本業務に従事する部門等における従事者に関する情報（〇〇国籍の者が△名（又は□%）等）を記載すること。また、この場合であっても、担当部署からの要求に応じて、可能な限り要員に関する情報を提供すること。

- 2 受託者は、本業務を実施する部署、体制等の情報セキュリティ水準を証明する以下のいずれかの証明書等の写しを提出すること。（提出時点で有効期限が切れていないこと。）

- (1) ISO/IEC27001等の国際規格とそれに基づく認証の証明書等
- (2) プライバシーマーク又はそれと同等の認証の証明書等
- (3) IPAが公開する「情報セキュリティ対策ベンチマーク」を利用した自己評価を行い、その評価結果において、全項目に係る平均値が4に達し、かつ各評価項目の成熟度が2以上であることが確認できる確認書
- (4) MS 認証信頼性向上イニシアティブに参画し、不祥事への対応や透明性確保に係る取組を実施している実績

III 業務の実施における情報セキュリティの確保

- 1 受託者は、本業務の実施に当たって、以下の措置を講じること。また、以下の措置を講じることを証明する資料を提出すること。

- (1) 本業務上知り得た情報(公知の情報を除く。)については、契約期間中はもとより契約終了後においても第三者に開示及び本業務以外の目的で利用しないこと。
 - (2) 本業務に従事した要員が異動、退職等をした後においても有効な守秘義務契約を締結すること。
 - (3) 本業務の各工程において、農林水産省の意図しない変更や機密情報の窃取等が行われないことを保証する管理が、一貫した品質保証体制の下でなされていること(例えば、品質保証体制の責任者や各担当者がアクセス可能な範囲等を示した管理体制図、第三者機関による品質保証体制を証明する書類等を提出すること。)
 - (4) 本業務において、農林水産省の意図しない変更が行われるなどの不正が見つかったときに、追跡調査や立入調査等、農林水産省と連携して原因を調査し、排除するための手順及び体制(例えば、システムの操作ログや作業履歴等を記録し、担当部署から要求された場合には提出するなど)を整備していること。
 - (5) 本業務において、個人情報又は農林水産省における要機密情報を取り扱う場合は、当該情報(複製を含む。以下同じ。)を国内において取り扱うものとし、当該情報の国外への送信・保存や当該情報への国外からのアクセスを行わないこと。
 - (6) 本業務における情報セキュリティ対策の履行状況を定期的に報告すること。
 - (7) 農林水産省が情報セキュリティ監査の実施を必要と判断した場合は、農林水産省又は農林水産省が選定した事業者による立入調査等の情報セキュリティ監査(サイバーセキュリティ基本法(平成 26 年法律第 104 号)第 25 条第 1 項第 2 号に基づく監査等を含む。以下同じ。)を受け入れること。また、担当部署からの要求があった場合は、受託者が自ら実施した内部監査及び外部監査の結果を報告すること。
 - (8) 本業務において、要安定情報を取り扱うなど、担当部署が可用性を確保する必要があると認めた場合は、サービスレベルの保証を行うこと。
 - (9) 本業務において、第三者に情報が漏えいするなどの情報セキュリティインシデントが発生した場合は、担当部署に対し、速やかに電話、口頭等で報告するとともに、報告書を提出すること。また、農林水産省の指示に従い、事態の收拾、被害の拡大防止、復旧、再発防止等に全力を挙げること。なお、これらに要する費用の全ては受託者が負担すること。
 - (10) 情報セキュリティ対策の履行が不十分な場合、農林水産省と協議の上、必要な改善策を立案し、速やかに実施するなど、適切に対処すること。
- 2 受託者は、私物(本業務の従事者個人の所有物等、受託者管理外のものをいう。)の機器等を本業務に用いないこと。
 - 3 受託者は、成果物等を電磁的記録媒体により納品する場合には、不正プログラム対策ソフトウェアによる確認を行うなどして、成果物に不正プログラムが混入することのないよう、適切に対処するとともに、確認結果(確認日時、不正プログラム対策ソフトウェアの製品名、定義ファイルのバージョン等)を成果物等に記載又は添付すること。
 - 4 受託者は、本業務において取り扱われた情報を、担当部署の指示に従い、本業務上不要

となったとき若しくは本業務の終了までに返却又は復元できないよう抹消し、その結果を担当部署に書面で報告すること。

IV 情報システムの各工程における情報セキュリティの確保

1 受託者は、本業務において情報システムの運用管理機能又は設計・開発に係る企画・要件定義を行う場合には、以下の措置を実施すること。

(1) 情報システム運用時のセキュリティ監視等の運用管理機能を明確化し、本業務の成果物へ適切に反映するために、以下を含む措置を実施すること。

ア 情報システム運用時に情報セキュリティ確保のために必要となる管理機能を本業務の成果物に明記すること。

イ 情報セキュリティインシデントの発生を監視する必要がある場合、監視のために必要な機能について、以下を例とする機能を本業務の成果物に明記すること。

(ア) 農林水産省外と通信回線で接続している箇所における外部からの不正アクセスを監視する機能

(イ) 不正プログラム感染や踏み台に利用されること等による農林水産省外への不正な通信を監視する機能

(ウ) 農林水産省内通信回線への端末の接続を監視する機能

(エ) 端末への外部電磁的記録媒体の挿入を監視する機能

(オ) サーバ装置等の機器の動作を監視する機能

(2) 開発する情報システムに関連する脆(ぜい)弱性への対策が実施されるよう、以下を含む対策を本業務の成果物に明記すること。

ア 既知の脆(ぜい)弱性が存在するソフトウェアや機能モジュールを情報システムの構成要素としないこと。

イ 開発時に情報システムに脆(ぜい)弱性が混入されることを防ぐためのセキュリティ実装方針を定めること。

ウ セキュリティ侵害につながる脆(ぜい)弱性が情報システムに存在することが発覚した場合に修正が施されること。

エ ソフトウェアのサポート期間又はサポート打ち切り計画に関する情報を提供すること。

2 受託者は、本業務において情報システムの設計・開発を行う場合には、以下の事項を含む措置を適切に実施すること。

(1) 情報システムのセキュリティ要件の適切な実装

(2) 情報セキュリティの観点に基づく試験の実施

ア ソフトウェアの開発及び試験を行う場合は、運用中の情報システムと分離して実施すること。

イ 試験項目及び試験方法を定め、これに基づいて試験を実施すること。

ウ 試験の実施記録を作成し保存すること。

- (3) 情報システムの開発環境及び開発工程における情報セキュリティ対策
- ア ソースコードが不正に変更されることを防止するため、ソースコードの変更管理、アクセス制御及びバックアップの取得について適切に管理すること。
 - イ 調達仕様書等に規定されたセキュリティ実装方針に従うこと。
 - ウ セキュリティ機能の適切な実装、セキュリティ実装方針に従った実装が行われていることを確認するために、情報システムの設計及びソースコードを精査する範囲及び方法を定め実施すること。
 - エ オフショア開発を実施する場合、試験データとして実データを使用しないこと。
- 3 受託者は、情報セキュリティの観点から調達仕様書で求める要件以外に必要な措置がある場合には、担当部署に報告し、協議の上、対策を講ずること。
- 4 受託者は、本業務において情報システムの運用・保守を行う場合には、情報システムに実装されたセキュリティ機能が適切に運用されるよう、以下の事項を適切に実施すること。
- (1) 情報システムの運用環境に課せられるべき条件の整備
 - (2) 情報システムのセキュリティ監視を行う場合の監視手順や連絡方法
 - (3) 情報システムの保守における情報セキュリティ対策
 - (4) 運用中の情報システムに脆(ぜい)弱性が存在することが判明した場合の情報セキュリティ対策
 - (5) 利用するソフトウェアのサポート期限等の定期的な情報収集及び報告
 - (6) 「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン」(平成 30 年 3 月 30 日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)の別紙 3 に基づく ODB に情報を登録又は更新するために必要な事項を記載した情報システム資産管理用シートの提出
 - (7) 情報システムの利用者に使用を求めるソフトウェアのバージョンのサポート終了時における、サポート継続中のバージョンでの動作検証及び当該バージョンで正常に動作させるための情報システムの改修等
- 5 受託者は、本業務において情報システムの運用・保守を行う場合には、運用保守段階へ移行する前に、移行手順及び移行環境に関して、以下を含む情報セキュリティ対策を行うこと。
- (1) 情報セキュリティに関わる運用保守体制の整備
 - (2) 運用保守要員へのセキュリティ機能の利用方法等に関わる教育の実施
 - (3) 情報セキュリティインシデント(可能性がある事象を含む。以下同じ。)を認知した際の対処方法の確立
- 6 受託者は、本業務において情報システムのセキュリティ監視を行う場合には、以下の内容を含む監視手順を定め、適切に監視運用すること。
- (1) 監視するイベントの種類
 - (2) 監視体制
 - (3) 監視状況の報告手順

- (4)情報セキュリティインシデントの可能性のある事象を認知した場合の報告手順
- (5)監視運用における情報の取扱い(機密性の確保)
- 7 受託者は、本業務において運用中の情報システムに脆(ぜい)弱性が存在することを発見した場合には、速やかに担当部署に報告し、本業務における運用・保守要件に従って脆(ぜい)弱性の対策を行うこと。
- 8 受託者は、本業務において本業務の調達範囲外の情報システムを基盤とした情報システムを運用する場合は、運用管理する府省庁等との責任分界に応じた運用管理体制の下、基盤となる情報システムの運用管理規程等に従い、基盤全体の情報セキュリティ水準を低下させることのないよう、適切に情報システムを運用すること。
- 9 受託者は、本業務において情報システムの運用・保守を行う場合には、不正な行為及び意図しない情報システムへのアクセス等の事象が発生した際に追跡できるように、運用・保守に係る作業についての記録を管理すること。
- 10 受託者は、本業務において情報システムの更改又は廃棄を行う場合には、当該情報システムに保存されている情報について、以下の措置を適切に講ずること。
- (1)情報システム更改時の情報の移行作業における情報セキュリティ対策
- (2)情報システム廃棄時の不要な情報の抹消

V クラウドサービスに関する情報セキュリティの確保

受託者は、本業務において、クラウドサービスを活用する場合には、以下の措置を講じること。また、当該クラウドサービスの活用が本業務の再委託に該当する場合は、当該クラウドサービスに対して、Ⅷの措置を講じること。

- 1 ISO/IEC27001 又はそれに基づく認証を取得しているクラウドサービスを採用すること。また、当該認証の証明書等の写しを提出すること。(提出時点で有効期限が切れていないこと。)
- 2 クラウドサービスの情報セキュリティ水準を証明する以下のいずれかの証明書等の写しを提出すること。(提出時点で有効期限が切れていないこと。)
- (1)ISO/IEC 27017 又は ISMS クラウドセキュリティ認証制度に基づく認証
- (2)セキュリティに係る内部統制の保証報告書(SOC 報告書(Service Organization Control Report))
- (3)情報セキュリティ監査により対策の有効性が適切であることを証明する報告書(クラウド情報セキュリティ監査制度に基づくCS マークが付されたCS 言明書等)
- 3 クラウドサービスにおいて個人情報又は農林水産省における要機密情報が取り扱われる場合には、当該クラウドサービスのデータセンター(バックアップセンターを含む。)は国内に限ること。
- 4 クラウドサービスの廃止、サービス内容の変更等に伴い契約を終了する場合は、他のクラウドサービス等に円滑に移行できるよう、十分な期間をもって事前(サービス廃止等の1年

以上前が望ましい。)に担当部署へ通知すること。

- 5 クラウドサービスの契約を終了する場合、クラウドサービス上に保存された農林水産省のデータについて、汎用性のあるデータ形式に変換して提供するとともに、クラウドサービス上において復元できないよう抹消し、その結果を担当部署に書面で報告すること。
- 6 クラウドサービスに係るアクセスログ等の証跡を保存し、担当部署からの要求があった場合は提供すること。なお、証跡は1年間以上保存することが望ましい。
- 7 インターネット回線とクラウド基盤との接続点の通信を監視すること。
- 8 クラウドサービスに係る業務の一部がクラウドサービス事業者以外の事業者へ外部委託されている場合は、当該クラウドサービス事業者以外の事業者にⅧの措置を講ずること。
- 9 クラウドサービスにおける脆(ぜい)弱性対策の実施内容を担当部署が確認できること。
- 10 クラウドサービスの可用性を保証するための十分な冗長性、障害時の円滑な切替等の対策が講じられていること。また、クラウドサービスに障害が発生した場合の復旧時点目標(RPO)等の指標を提示すること。

なお、農林水産省の要安定情報を取り扱う場合は、データセンターを地理的に離れた複数の地域に設置するなどの災害対策が講じられていること。

- 11 クラウドサービス上で取り扱う情報について、機密性及び完全性を確保するためのアクセス制御、暗号化及び暗号鍵の保護並びに管理を確実に行うこと。
- 12 クラウドサービスの利用者が、自らの意思によりクラウドサービス上で取り扱う情報を確実に抹消できること。
- 13 本業務において、農林水産省に開示することとしているクラウドサービスに係る情報について、業務開始時に開示項目や範囲を明記した資料を提出すること。
- 14 農林水産省に対して、クラウドサービスに係る機密性の高い情報を開示する場合は、農林水産省において、当該情報を審査又は本業務以外の目的で利用しないよう適切に取り扱うため、必要に応じて当該情報に取扱制限を明記するなどの措置を講ずること。

VI 機器等に関する情報セキュリティの確保

受託者は、本業務において、農林水産省にサーバ装置、端末、通信回線装置、複合機、特定用途機器、外部電磁的記録媒体、ソフトウェア等(以下「機器等」という。)を納品、賃貸借等をする場合には、以下の措置を講ずること。

- 1 納入する機器等の製造工程において、農林水産省が意図しない変更が加えられないよう適切な措置がとられており、当該措置を継続的に実施していること。また、当該措置の実施状況を証明する資料を提出すること。
- 2 機器等に対して不正な変更があった場合に識別できる構成管理体制を確立していること。また、不正な変更が発見された場合に、農林水産省と受託者が連携して原因を調査・排除できる体制を整備していること。
- 3 機器等の設置時や保守時に、情報セキュリティの確保に必要なサポートを行うこと。

- 4 利用マニュアル・ガイドンスが適切に整備された機器等を採用すること。
- 5 脆(ぜい)弱性検査等のテストが実施されている機器等を採用し、そのテストの結果が確認できること。
- 6 ISO/IEC 15408 に基づく認証を取得している機器等を採用することが望ましい。なお、当該認証を取得している場合は、証明書等の写しを提出すること。(提出時点で有効期限が切れていないこと。)
- 7 情報システムを構成するソフトウェアについては、運用中にサポートが終了しないよう、サポート期間が十分に確保されたものを選定し、可能な限り最新版を採用するとともに、ソフトウェアの種類、バージョン及びサポート期限について報告すること。なお、サポート期間が事前に公表されていない場合は、情報システムのライフサイクルを踏まえ、販売からの経過年数や後継ソフトウェアの有無等を考慮して選定すること。
- 8 機器等の納品時に、以下の事項を書面で報告すること。
 - (1) 調達仕様書に指定されているセキュリティ要件の実装状況(セキュリティ要件に係る試験の実施手順及び結果)
 - (2) 機器等に不正プログラムが混入していないこと(最新の定義ファイル等を適用した不正プログラム対策ソフトウェア等によるスキャン結果、内部監査等により不正な変更が加えられていないことを確認した結果等)

VII 管轄裁判所及び準拠法

- 1 本業務に係る全ての契約(クラウドサービスを含む。以下同じ。)に関して訴訟の必要が生じた場合の管轄裁判所は、国内の裁判所とすること。
- 2 本業務に係る全ての契約の成立、効力、履行及び解釈に関する準拠法は、日本法とすること。

VIII 業務の再委託における情報セキュリティの確保

- 1 受託者は、本業務の一部を再委託(再委託先の事業者が受託した事業の一部を別の事業者へ委託する再々委託等、多段階の委託を含む。以下同じ。)する場合には、受託者が上記Ⅱの1、Ⅱの2及びⅢの1において提出することとしている資料等と同等の再委託先に関する資料等並びに再委託対象とする業務の範囲及び再委託の必要性を記載した申請書を提出し、農林水産省の許可を得ること。
- 2 受託者は、本業務に係る再委託先の行為について全責任を負うものとする。また、再委託先に対して、受託者と同等の義務を負わせるものとし、再委託先との契約においてその旨を定めること。なお、情報セキュリティ監査については、受託者による再委託先への監査のほか、農林水産省又は農林水産省が選定した事業者による再委託先への立入調査等の監査を受け入れるものとする。
- 3 受託者は、担当部署からの要求があった場合は、再委託先における情報セキュリティ対策

の履行状況を報告すること。

IX 資料等の提出

上記Ⅱの1、Ⅱの2、Ⅲの1、Ⅴの1、Ⅴの2、Ⅵの1及びⅥの6において提出することとしている資料等については、最低価格落札方式にあつては入札公告及び入札説明書に定める証明書等の提出場所及び提出期限に従って提出し、総合評価落札方式にあつては提案書等の総合評価のための書類に添付して提出すること。

X 変更手続

受託者は、上記Ⅱ、Ⅲ、Ⅴ、Ⅵ及びⅧに関して、農林水産省に提示した内容を変更しようとする場合には、変更する事項、理由等を記載した申請書を提出し、農林水産省の許可を得ること。